

参考配布

平成 27 年 6 月 16 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。

厚生労働省
東京労働局発表
平成27年6月16日

担 当	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 伊藤 慎吾
	需給調整事業第二課長補佐 本橋 浩司
	主任需給調整指導官 竹中 文恵
	電 話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

システムエンジニアを「多重派遣」した 労働者派遣事業主2社を行政処分

東京労働局（局長：西岸 正人）は、労働者派遣法（※）に基づき、通信サービス提供会社へ多重派遣を行ったとして、特定労働者派遣事業主及び一般労働者派遣事業主に対して、本日、下記のとおり、行政処分を行った。

記

第1 処分を受けた事業主

- | | |
|--------|--|
| 1 名称 | 株式会社アルバドア（代表取締役 富岡 好道） |
| 所在地 | 東京都中央区日本橋人形町1丁目8番6号 |
| 届出受理番号 | 特13-307008（平成19年9月12日届出受理） |
| 処分内容 | 労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
（内容は第3のとおり）
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（内容は第4のとおり） |
| 2 名称 | 株式会社アクセントキーテクノロジー（代表取締役 齋藤 隆男） |
| 所在地 | 東京都港区芝浦3丁目20番10号 |
| 許可番号 | 般13-301306（平成17年12月1日許可） |
| 処分内容 | 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（内容は第4のとおり） |

第2 処分の理由

株式会社アルバドアは、通信サービス提供会社と、形式的に労働者派遣契約及び出向契約を締結し、少なくとも平成24年4月1日から平成26年6月30日までの間、労働者12名（1,452人日）を派遣し、通信サービス提供会社の指揮命令の下、業務に従事させた。

しかし、株式会社アルバドアが通信サービス提供会社に派遣した労働者は、いずれも株式

会社アルバドアが雇用する労働者ではなく、他社が雇用する労働者を出向契約または労働者派遣契約により受け入れていたものであった。

さらに労働者12名のうち、4名（343人日*）は株式会社アクセントキーテクノロジー一他1社を介して受け入れていたものであり、これらの企業の間でいわゆる「多重派遣」が行われていた。（別添1「事案の概要図」参照）

* 4名（343人日）のうち株式会社アクセントキーテクノロジーを介した労働者は、2名（272人日）。

第3 労働者派遣事業停止命令の内容

株式会社アルバドアは、平成27年6月17日から同年6月30日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 株式会社アルバドア及び株式会社アクセントキーテクノロジーは、労働者派遣事業及び請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法、職業安定法等に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

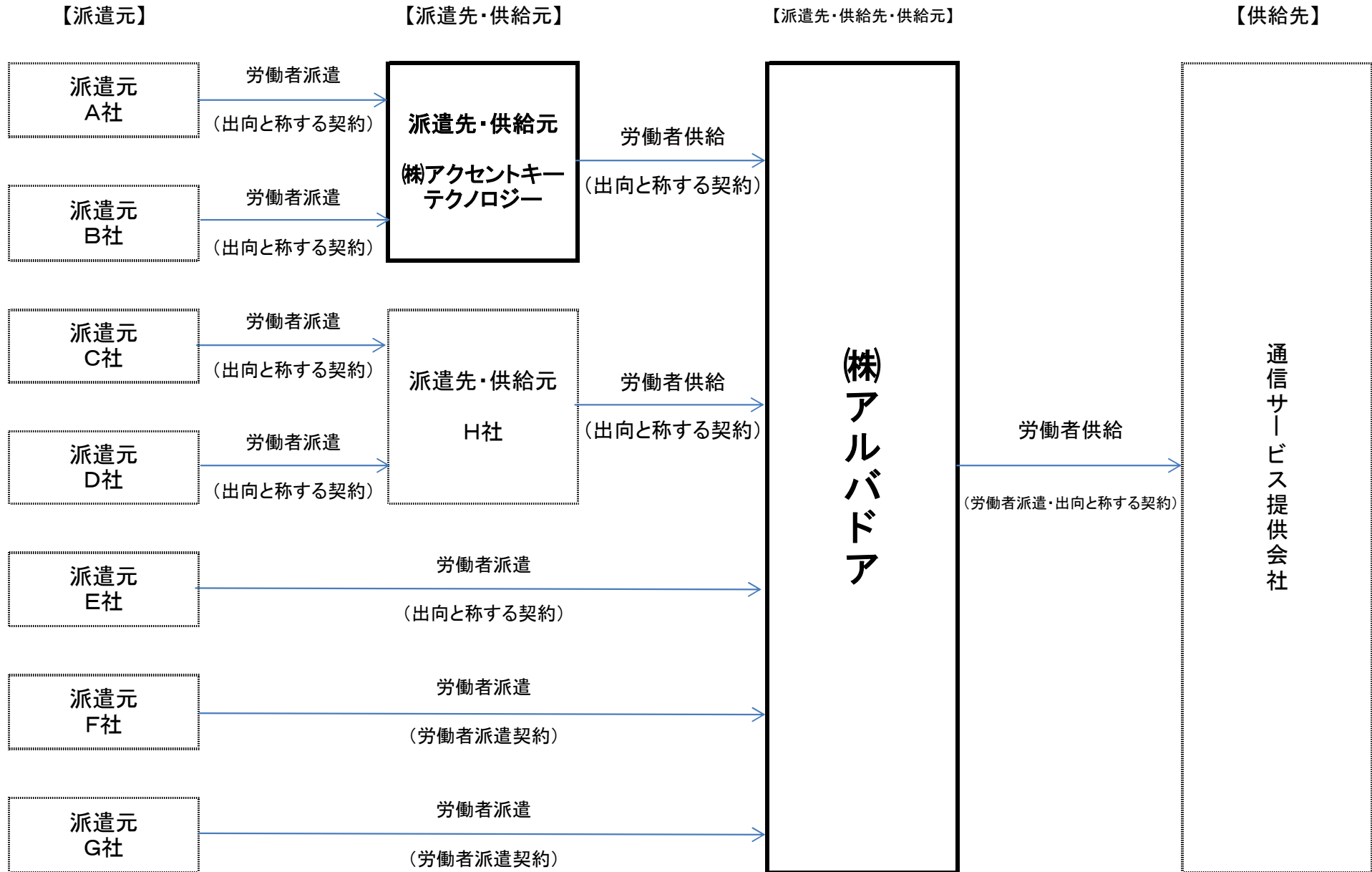
なお、総点検にあたっては、特に下記の法条項について重点的に点検すること。

- ①労働者派遣法第26条第1項（契約の内容）
 - ②同法第41条（派遣先責任者）
 - ③同法第42条第1項及び第3項（派遣先管理台帳の作成等）
 - ④職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）
- 2 上記1の事項に係る、労働者派遣法違反及び職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにしたうえで原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
 - 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※労働者派遣法、職業安定法の関係条文は別添2をご参照ください。

事案の概要図

(別添1)



○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)

(事業廃止命令等)

第21条第2項 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第4節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(契約の内容等)

第26条第1項 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第29条の2において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(派遣先責任者)

第41条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

- 一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。
 - イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)
 - ロ 当該派遣労働者に係る第39条に規定する労働者派遣契約の定め
 - ハ 当該派遣労働者に係る第35条の規定による通知
- 二 第40条の2第5項及び次条に定める事項に関すること。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

第42条第1項 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣元事業主の氏名又は名称
- 二 派遣就業をした日
- 三 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 四 従事した業務の種類
- 五 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 六 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

第42条第3項 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号(第一号を除く。)に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、派遣先が第四条第三項の規定に違反している場合において、同項の規定に違反している派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認めるときは、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ずることができる。

(権限の委任)

第56条第1項 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○職業安定法(抄)

(労働者供給事業の禁止)

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。